

(議長)

次に、小野寺議員の一般質問を許可致します。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい。

「小野寺議員」

それでは一般質問を行います。今回は災害、特に水害、大雨、これに関して項目でいうと1つですが、質問の形式としては3つに分けて質問をおこなっていきたいと思います。

では最初に1つ目の質問に行きたいと思います。

1つ目は土砂災害対策であります。この土砂災害については、私も多分、一般質問では5、6回、さらには予算質疑、決算等々ではもう何度もやってきております。ただ、なかなか具体的なことについて、まあ私も詰めが甘かった部分も正直あったかと思しますので、今日はなるべく具体的なことも含めて、再質問等も併せて、少し突っ込んだ質問にさせて頂きたいなと思っております。

それで土砂災害の件なのですが、今回資料を頂きました。資料では頁1から、あとの質問にも関わってきますけれども、頁5まで出ております。それで、町内のいわゆる土砂災害危険箇所、これ何回も言っておりますが、128か所あります。それで、町に要求致しました資料でいいますと3頁目、資料の12、議員の皆さんもし見て頂ければ助かりますが、この資料の4頁目これで数字的には改めて確認できることになっております。1か所1か所の危険箇所がどうなっているかということで、ここまで詳しく資料を求めたのも初めてですし、ここまで出たのもきっと初めてだろうと思います。

それで総体でいいますと、危険箇所が江差町内で128か所、未調査が後で色々触れますが、未調査が57か所。それで調査が終わって、色々な危険警戒区域、特別警戒区域等で指定されているのがイエロー、警戒区域24か所、特別警戒区域で17か所、差引で調査は終わったけれども、まだ警戒区域等で指定されていない所が未指定、こ

れちょっと町の資料にはなかなかそこら辺書いていませんが、要はこの71とか61とかって数字はいわゆる未指定であります。調査はしたけれども、指定がされていない、危険箇所相当、警戒区域相当71か所、特別警戒区域相当61か所ということで技術的には判明しているけれども、色々な事情で指定がされていないのがこの71及び61という風に、この資料で改めて確認されました。それを上で、その上で1問目の質問を、以下1、2、3、4、5、5になりますか、お聞きしたいと思います。

先程ふれましたが、まず、今回実は新たに9カ所調査が終わったところで、警戒区域等に指定されたのが9か所あります。で、その9か所は、その1つ資料前の1頁2頁、資料でいいますと、資料11、11にカラーで提出して頂きました。資料は、裏表で2頁になっておりますが、区域指定でいうと9か所になります。いわば大瀬の地域と田沢の地域合わせて9か所が、今年の3月に29日に新たに警戒区域、特別警戒区域に指定されております。

それで、まず1つ目ですが、この3月29日に新たに指定された9か所、どういう風に地域住民、該当地域に周知・説明をしてきたのかをお聞きしたい。

それから2つ目、先程言いましたが、調査終わった、調査終わって技術的にはそこは警戒区域だ、特別警戒区域だっていうことで技術的にはもう分かっている。ところが、公式に、正式に法律に則った指定が、まだされていないところが47か所あります。これは何なのか。これは国では速やかに、当たり前ですけれども、調査した結果危険だ、警戒区域だ、特別警戒区域だっていうことが分かったら、速やかに所定の手続きをとって、段取りをとって、指定しなさいということになっています。当たり前です。なぜ、ちょっと言葉悪いかもしれませんが、放置されているのか、お聞きしたいと思います。

次、先程言いましたが、そもそも、基礎調査が終わっていない江差町危険箇所が128か所のうち、半分近くが調査していない。危険箇所という風に言われていてもどんな状況なのかが分からない。なぜ調査が進まないのか。これをお聞きしたい。

さらに、そもそも、その未指定の47か所とか、基礎調査が終わっていない57か所、知っているのかなど。自分のところが、自分の裏山が、自分の近くの谷が危険箇所だ、もしくはその場所がどういう風にきちっと調査されているのか等々、そもそも知っているのか。これについてお聞きしたいと思います。

それで最後ですが、この1項目、1番目の最後ですが、今回の台風10号、これはたまたま江差町の場合は、雨量が思ったほど多くなかった。本当に幸いだと思います。しかし今の全世界的な日本の状況見ても、ちょっとでもスピード遅かったり、台風の。それからちょっとでもコースがずれたりすると、とてつもない雨量が想定されていた。そういう意味で今回の台風10号でこの危険箇所と指定された警戒区域等も含めて、具体的にどういう見守り、見回りなどをおこなったのか、教えて頂きたいと思います。まず1問目、以上でございます。

「町 長」

議長。

(議長)

はい、「町 長」。

「町 長」

小野寺議員の1問目、土砂災害対策に関する5項目のご質問でございます。

1点目の新たに指定された地域住民への説明内容等について、でございます。

本年3月に大間地区5か所と田沢地区4か所が警戒区域に指定されたところでございますが、指令される前段の2月5日と15日に町内会と地権者に対し、住民説明会が開催され、土砂災害に対する危険性や警戒区域、特別警戒区域に指定後の対策等の他、土砂災害に対する認識と命を守るための日ごろの備えや早めの避難を函館建設管理部より説明がされたところでございます。

2点目の基礎調査を終え、未だ未指定の状況については47か所のうち28か所が平成27年度末の、平成28年3月に調査終了の通知があったもので、残り19か所が平成20年度以前に調査を終えている箇所でございます。一部地権者から同意を得られていないことが未指定となっているものでございます。ものと考えております。

3点目の基礎調査を終えていないか所の状況については、道として平成27年度から5か年で基礎調査を終えることとされております。江差町では先程申し上げました通り、平成27年度で28か所の基礎調査を終え、残る57か所も今年度から平成31年度までの間で年度別箇所数を定め、函館建設管理部において計画的に調査が実施されることとなっております。

4点目の周辺住民に対する危険な状況の周知については、土砂災害危険箇所や厚沢部川浸水想定を含めた、江差町防災地図を平成22年に全戸配布してきたところですが、前段申し上げました指定に向けての住民説明会において、土砂災害の危険性や認識に関しても説明をしてきているところでございます。

5点目の今回の台風10号における危険箇所の見回りについては、前日までの降雨の状況を含めた気象情報を包括的に勘案しながらの対応に努めたところであり、町内全域を警戒パトロールするとともに、消防署においても消防自動車2台が出動し、警戒にあたってきたところでございます。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

それで少し具体的なことについても含めてどうなっているのかということもお聞きしたいと思います。ちょっとパネルも使わせてもらいますが、今日お示しますパネルは、お手元にもA4でA4に2枚ずつになった部分がカラーで、同じものでありますが配られております。この資料は、今これから出しますパネルの資料は、担当者、課長さん方はご存知かと思いますが北海道土砂災害警戒システム。これは正式に、国の方の色々な準備の中で、防災関係で使っている、そのネットから全部ダウンロードといいますかコピーしたものでありますが、少し分かりやすく私が作ったのもあります。区域の色は先程言いました道のそのものであります。

それでまず再質問であります、先程その調査だとか、それから終わっていないとかっていう部分で速やかにという話もちよっとしましたが、その終わったところで説明会の話がちょっとありました。それは、指定する前の住民説明会ということでありましたが、仮にそうだとしまして、その住民説明会でそもそもじゃあ何世帯位来て、十分に知らされているのか。だいたいこれは町内にも、町内というのは該当だけでなく、江差町の皆さんにも今江差町の中でこういうところが警戒区域に指定されたということも含めて、知らせるべきだと私は思います。そういう点も含めて事前、指定される事前の住民説明会ということを含めたとしても、やっぱり私は不十分だと、不十分だと思うのですが、改めて周知方法にお聞きしたいと思います。これが再質問の1つ目。

それから2つ目に、基礎調査終わったら速やかに危険箇所だとか、警戒区域だとか、特別警戒区域を指定しなさいとなって、今の説明で北海道の部分の話がありましたが、具体的にいつまでそれを終わらせようと道はしているのか。あの先程の表にありますけれども、とてもでないけども、今まででのペースでは間に合わない。改めて道ではどう考えているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。それでちょっと、皆さんのところにもありますが、まず、最初に1番目の、私のちょっとパネルですけれども(パネル提示)、これ中歌地域です。中歌地域、赤いところは急傾斜地の崩壊危険箇所、赤い地域。で、少し樋の沢の方に土砂溪流、土砂流危険溪流ということが危険箇所としてありますが、このうち、いわばいにしえ街道のところは調査が終わってまだ未指定ですが、特別警戒区域、このすぐ上の、山側ですね。中村家だとかも含めこう全部、未指定だけれども、特別警戒区域なのです。それで私ね、何軒か聞きました。何軒か聞きましたけれども、ほとんどというか全く知らなかったですね。なんとなく家の裏山は危険箇所だな、位は、知っていました。先程マップの話をしましたけれども、平成22年、しかもあのマップはあまりにも粗粗すぎますよね。あのマップでこういう区域が分かるかなんてとても無理ですよ。更にはこれあくまでも、粗粗、これ自体も粗粗な線引きであって、厳密に警戒区域ということで技術に判明したところは、正確なきちとした測量した区域図面が同じよう

にさっき言ったシステムのところにあります。ですからもっともっと詳しく線引き分かるのですよ。誰の家がどうなっている。こういうことを私はまず早く未指定のところは指定しながら、関係者にも知らせるということ。

ちょっとついでに併せて、これはちょっと泊、2番目、泊なのですが、これも赤いところは急傾斜地、それから黄色いところが土砂流ですけれども、黄色いところはそもそも調査が終わっていない。というか調査、手付けてないのでしょうかね。分かりません。それから赤いところは、特別警戒区域、ここは色々な意味で問題があるのですけれども、もちろん住宅の方々もほとんど知らなかったですね。それだけじゃなくて、今年の台風で色々な特徴がありますが、道内では、土石流、そういう土砂災害で道路が寸断される。それが非常に多い。例えばここが思わぬ雨が降って、土石流等でこの道路が埋まってしまって寸断されてしまったら、ライフラインが完全に切られます。かつて何回かありましたけれども、例えばこの地域でいっても、併せて、まず、どの程度の危険性があるかということ、はっきり指定した上で、それから未調査のところは速やかに調査した上で、その後ももちろんハードの対策は、これまた後で触れますが、そのハードの手前の問題として、私ははっきりさせなきゃなんないと思うのですが、改めてちょっと再質問ということで、進めますけれども、その指定が終わっていないところは、どのように北海道がスケジュール的に考えているかということと、それから併せて、先程言ったけれども、調査が終わっていないところ、調査が終わっていないところ、これはですね、あのさっきのスケジュールからいったら残りの部分が、何とかなるのかなって気がしますが、いずれにしてもこれ北海道、国の予算でどういう風に来年以降、江差町として終わるといふ風に聞いているのか、改めてもし計画が分かればあの教えてもらいたいと思います。

それから、今マップの話をさっきもちょっと言いましたけれども、江差町全体ですね、何かこういう物を使って地図で示せといっても、あまりにも粗すぎるから、それは現実的じゃないと思うのですよ。例えば、南が丘なら南が丘の町内会にセンターでもどこでもいいでしょう。ある程度、大きい図面で南が丘はこうなっていますと、泊だったら泊はこうなっていますとか、中歌は中歌でこうなっていますとか、もうちょっと大きくすればさっき言った測量したのも含めて、きちっと明示出来るのですよ。そういうのを、例えば地域ごと、町内ごとにそのマップに代わるようなもの、かつてさっき言った平成22年のマップはだいたい持ってない人が多いでしょうし、あまりにも粗すぎる。分からない、あれだったら。という意味で、はっきり各、地域ごとで分かるようなマップを作るべきと私は思いますがいかがでしょうか。

それで、再質問でこれ最後ですが、先程、今回の台風で見回りのことをお聞きしました。分かりました。分かりましたが、色々な災害でどこが危険かなっている場合は、仮に土砂災害でいうと、現実的には江差町の場合は、危険箇所であり、さらにまだ指定になっていないけれども、警戒区域とか特別警戒区域、そこがまずは一義的に危険だといふ風に普通は思うと思うのですよね。そうすると、さっきのちょっと確認したいのです

が、見回り、色々パトロール、これは強弱つけているのか。全般的にただ見ているのか、江差町に危険箇所、仮に大雨で思わぬ土砂災害等があるとすればということで、こういう箇所を強弱つけて見回っているのかどうなのか。そこら辺もちょっと確認したいと思います。

(議長)

13時まで休憩致します。答弁は昼から。

「小野寺議員」

はい。

(昼食休憩中)

(議長)

議会を再開致します。

それでは小野寺議員の答弁からだな。はい答弁から。

(議長)

「総務課長」。

「総務課長」

それでは、前段の塚本議員の答弁と重複する部分の中にはあるかもしれませんが、2問目答弁させて頂きたいと思います。

まず、住民説明会で全世帯に周知されているのかということと、町民全体への指定状況も周知すべきではないかという点に関して、でございます。残念ながら住民説明会に参加頂けなかった方につきましては、町内会にお願いして、または私どもより説明会資料をお配りさせて頂き、周知を図ってきたところでございます。

町民全体への周知でございますが、ホームページ上では土砂災害危険箇所図を掲載してございます。ただ、地図上の縮尺でありますとか、文字が小さすぎる、さらには拡大すると荒くなるという課題につきましても、以前からご指摘を頂いておりましたことから、どうしたら町民の皆様には伝わるのかということも含めまして、改めて内容修正をして参りたいという風に思っているところでございます。

危険個所の指定はいつまでなのか、というご質問でございますが、災害防止法に基づいて定められております基本指針というのがございますが、この中で都道府県は、概ね5年程度で基礎調査を完了することを目標とするということになっておりますことから、北海道では平成31年度までに基礎調査につきましては完了を目標とするということ

を設定したところでございます。

また、あの警戒区域の指定に関しての正式な通知はございませんが、事務レベルでの聞き取りでの情報ではありますけれども、道としましては、平成33年度を目標に指定の方を進めていきたいということは聞いてございます。

3つ目になります。基礎調査完了までの年次計画については、ということでございます。平成31年度までの5か年との内容となっておりますことから、初年度につきましては平成27年度でございまして、既に28か所の基礎調査を終えている状況にあります。残る箇所が57か所という風になっているところでございまして、道の計画では平成28年度で18か所、29年度で11か所、30年度で15か所、31年度13か所が目標とされているところでございます。

周辺住民は危険な状況を知らない。それと町内会単位でのマップを作製してはどうかという点について、でございます。マップに関しましては、平成22年のマップでございまして、事務レベルでの考え方としましてはですね、地域防災計画の見直す上では、津波のハザードマップでありますとか、土砂災害危険箇所、これらを示した防災マップも合わせて見直す必要性を感じているところでございます。当然、財政協議につきましても必要となりますが、議員ご指摘の町内会単位のマップ、これらも含めながらですね、または、基礎調査が31年度までおこなわれるということも含めまして、総体的に協議、検討をして参りたいなという風に思っております。

危険箇所を意識した見回りが必要ではないかと、今回の台風10号について、関連しての質問でございますが、このたびの台風10号ではですね、町長答弁にもありましたとおり、前日までの降雨状況でありますとか、その後の気象情報を包括的に勘案しながら、河川・道路等々の状況を中心に警戒パトロールをさせて頂きました。その降雨の状況が、短時間なのか、それとも長雨になるのかということに加えて、仮に長雨となっているのであれば、飽和状態になっているのか等々も含めながら、包括的に勘案しながら、パトロールを強化していかなければならないなという風に思っておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい、議長。

この点で再々質問をちょっとさせて頂きませんが、いずれにしても、あのこれ最終的には道ですので、国との関係で、予算上も含めて、とにかく速やかにその平成33年というのは、もってのほかですね。速やかに終わらせるということ、これは、町長、副町長本当に予算付けですね、北海道にあの強く要望して頂きたいと思うのです。

それで要望という観点で質問の観点からちょっとお聞きしますが、今まではある意味、ハードというよりもソフトの側面ですよ。それで問題は指定したとか、危険箇所が分かった、だからどうするのだという次の部分ですよ。国は早く逃げなさいと、それはそれで大事です。しかし、とは言ってもハードの部分が抜けていたら、これどうしようもない部分もありますよね。なかなか逃げろといったって物理的にどうなのと。

それでソフトの面に、もうちょっと時間の関係上1つだけちょっとお聞きしたいと思いますが、例えば、治山事業というのでしょうか。今までは個別に事業費等も含めて分かりましたけれども、今、社会資本整備事業っていうのですか。包含というのでしょうか。そこに全部組み込まれていますから、なかなか良く分からないのですが、総体的にしつかりと予算が付いているとは必ずしも言えない。それで例えば、私のパネル資料で3番目ありますが(パネル提示)、実はこれ南が丘、私のところなのですが黒く丸がなっているの、これ我が家、小野寺の自宅です。この近く、裏山がありますが、赤いところ、赤く塗っているところが急傾斜地の崩壊危険箇所なのですが、これは先程の未調査の1つです。ここもだいたい、いる人は皆聞きましたが、何となく危険なことは聞いたかな、くらいの方は1人いたかな。あとは全く知らなかったです、まずね。それとここ一部、もう本人ははっきりしてないのですが、一部土砂崩れ起きているのですよ。これもう知っている方いればちょっと教えて頂きたいのですけれども、その時の対応も行政的な対応なのか、その所有者がとりあえず部分的に直したのかよく分かりませんが、まだ、きちっと、その谷間っていうんでしょうか、崩れた部分、残っているのですけれども。こういうところは調査もしつつ、きちっと警戒区域なども指定されながら、やはりハードの側面も含めてですね、急がなかったらならない。これはどこでもたくさん江差町内たくさんありますが、例えば、例えばこういうところですけども。

本当に皆さん心配しているのですよ。それでハードの部分でいうと、基本的には国・道の予算の関係になります。再々質問という形でお聞きしますが一番直近ですと、例えばハードでいうと新栄町の治山事業でしょうかね。新栄町のちょっと上の方、山の方。私は、これは本当に国に早期の治山事業を要望し、そして具体的にさせる必要があると思うのですけれども、まずどういう要求になっているのか、この社会資本整備事業に入ると思うのですが、江差町内の特にそういう危険箇所、警戒区域だ、特別警戒区域だって認定されているところなど、どういう風にその治山事業を要望して、それから、これから当面、来年、再来年に向けて、どういうところが治山事業として江差町内の危険箇所の対策になっているのか、分かる範囲で教えて頂きたいと思います。

(議長)

はい、「産業振興課長」。

「産業振興課長」



ちょっと私の方で、治山事業の関係での質問だということで理解していませんでしたので、資料用意しておりませんので

「小野寺議員」

あ、ごめんなさい。

「産業振興課長」

私の記憶の中でちょっとお話させていただきますけれども、現行で、治山事業で考えているのは田沢地区、学校の裏の方の山の関係、それと現在実施している陣屋地区ございます。それと今お話のありました新栄町につきましても、豊川町ですか、豊川町ですね。豊川町につきましても、

「小野寺議員」

新栄町、終わったのです、終わるのですよね。新栄町。今年で。

「産業振興課長」

新栄の治山事業ですか。

「小野寺議員」

治山事業。ま、いいです、分からなかったら。

「産業振興課長」

ちょっとごめんなさい。これまだはっきり私言えませんが、そういうような地区が今後継続的、もしくはこれから手をつけるという部分が出てくるかなという風に考えております。

(議長)

いいですか。

はい、「総務課長」。

「総務課長」

新栄町の部分につきまして、含めましてですね、社会資本の整備要望という関連の中で継続して要望をして参ったところでございます。新栄町のところにつきましては、新栄町の沢川、それから右沢川ということで、急傾斜地ということでの対策の着工ということで、長年の要望の結果ですね、工事が始まることになるということです。

その他には、江差豊川地区というところなのですが、実際的には中歌地区になりま

すが、地滑り地区としての早期の整備というところと、それから津花の急傾斜地の関係で急傾斜管理用道路、これを利用した避難管理の整備をという形の中で、この急傾斜地地滑りに関しましては、この2点、新栄町も含めると今までは4点という形の中で継続的に要望をして参ったというところでございます。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

小野寺さん、これ3回終わったでしょ。ね。

「小野寺議員」

はい、次移りますが。

(議長)

2問目。

「小野寺議員」

はい、次移りますが結局そういうことなのです。もうね、圧倒的にハードの部分もう遅い、遅れている、やっていない。これ国、道に予算確保も含めて、先程言った江差町の実態から見たらもう遅々たるものです。これ早急に今の実態も含めて、町長、副町長頑張ってください。

2問目に移ります。

(議長)

はい、2問目。

「小野寺議員」

それから次、同じ大雨で心配なのは、先程塚本議員ありましたので、重複の部分は割愛させていただきますけれども。河川浸水というか氾濫に関してお聞きしたいと思います。

それで私は具体的に厚沢部川をまずお聞きしたいと思うのですが。これはご存じの通り、いわゆる水防法ではきちっと河川の水位を調べるということで、水位周知河川という風になっております。この近隣では、厚沢部川しかありませんが、この川1つしかないのです。たまたま31日の午前3時の段階で、いわゆる水防団待機水位、段階、次、氾濫注意とかありますけれどもその最初の部分ですね。水防団待機水位、これを超え

る4.95メートル。全国的な河川の今回状況見ましたら、本当にもう短時間、もう何分もしないうちに次の段階、危険水位などにもう移っている。たまたま今回は雨が、思ったほど降らなかったというだけの話であって、私はこの水防団待機水位を超えたという意味合いというのはどうなっているのか。どういう風にその数値について関係機関との、情報伝達や対応、江差町としての対応なっているのかお聞きしたいと思います。

それから合わせてこの点で、先程も塚本議員との部分でありましたが、江差町は結局、厚沢部川を除く町内の道河川も含めて全部、水位周知河川以外、つまり水位を調べてない、機関としてはですね。そうすると江差町でどうするのだという話になります。

それで過去、江差町は例えば1日の最大降水量といいますか、降らないですね、降っていないですね、あんまりね。今まで一番多かったのは1995年、平成でいうと平成7年ですか。この時の1日雨量が174ミリで、多分最大、過去50年・60年で最大なのでしょうか。それにしても100ミリを超えるということが本当になかった。しかし、100、200ミリを超える250ミリを超えとなると、本当にこの河川どうなるのかということなのですが、例えばあの見回りといいますか、水位をきちっと測っていないような河川の把握、本当に心配ですよ。例えばこの間の経験でいうと豊部内川、五勝手川、古櫃川もそうでしょうか。椴川もそうでしょうか。小黒部川など、こういう部分の水位の把握、こういう点について改めてどういう対応だったか、先程ちょっとあのだぶる部分は省略して構いませんので教えてくださいと思います。

「町長」

議長。

(議長)

はい、「町長」。

「町長」

小野寺議員の2問目、河川浸水等の対策についてのご質問でございます。

情報伝達に関しては、函館建設管理部から檜山振興局を經由して町へ伝達されることになっており、当日も情報を得ております。防災及び土木の担当者が、役場に待機しており、川の防災情報から午前3時に4.95メートルを観測したことは確認をしております。全職員に自宅待機を指示したところであり、議員ご指摘のレベル1、水防団待機水位は越えたものの、その後、午前3時30分以降は水位の下降が確認できたところでございます。引き続き水位の観測情報を確認した対応を取ったところでございます。

また、町管理9河川の日常的な水位についてはパトロールをおこなないながら、平時の推移についても確認しているところでございます。道管理河川につきましても同様に、函館建設管理部にてパトロールをおこなっているという風に聞いております。

今回の台風では1問目同様で、包括的に勘案した上での警戒パトロールをすると共に、準備体制として土嚢づくりと事前に浸水等が想定される箇所への土嚢の配置をおこない、体制を整えたところでございます。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

水防といいますか、河川については今、全国的に色々な教訓がまた出ていて、きっと国の方から改めてその水位を、きちっと調べていないところの対策というのはきっとこれから出てくると思います。今日も何か色々報道やっていましたので、今の時点であれこれってなかなか言えない部分もあろうかと思いますが、それにしても具体的な把握、例えば河川の水位を調べる際に、今の雨、今回の雨のような状況よりもっともっと1日200ミリを超えることが想定されるとか、そういう部分の時に、それではどの河川をどのぐらい回ってどこできちっと例えば水位を測るだとか、そういうことを体制的に作っておく必要があると思うのですよ。

ご存知だと思うのですが、厚沢部川は、流域全体という前提ですが、24時間で160ミリの降雨がある場合の想定で危険水位、さっき言った組み立てなのですよね。多分間違いないと思いますよ、これネットから取ったから。だからととてもとても、その厚沢部川も含めて、それから中小の河川も含めて、今まで想定する、もしくは想定してたであろう水位ではもうとても追いつかないかもしれない位、想定した対応しなかったら、間に合わないと思うのですよ。

これから国から出てくるかもしれませんが、いずれにしても現状、特に水位をきちっと調べられないところのもう少しきめ細かな状況把握する体制は、私は必要だと思いますが、もし可能な部分があればご答弁願いたいと思います。

(議長)

はい、「総務課長」。

「総務課長」

町長答弁にもございましたけれども、町管理する9河川につきましては平常時の水位につきましても、日常のパトロールにおいて、確認は取れている状況にあると。その取り方、色々あると思いますけれども、例えば堤防、堤防といいますか、護岸の数によ

って確認をしているとか。

「小野寺議員」

図っている訳でないですよ。

「総務課長」

色々なケースでの確認はしているところでございます。

あとは前日までの降雨状況でありますとかですね、1問目でも言ったところでございますけれども、短時間なのか長雨なのかということも含めまして、警戒パトロール強化することは勿論でございますけれども、必要に応じて職員を派遣しながら、その川の状態がどういう風になっているのか等々、体制を整えていく必要があるなという風には思っておりますのでご理解願いたいと思います。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい、これはまた国、道の色々動きがあると思いますのでまた改めて、それで3番目に移ります。

(議長)

はい、3問目。

「小野寺議員」

それで次に問題は、仮に何らかの時点でこれは避難だと、もしくはその前段の準備だということも含めて、じゃあどうなっているのだということをお聞きしたいと思います。

2つお聞きしますが、まず1つ。資料も頂きましたが、改めて質問という形でお聞きしますが、江差町として、その避難勧告、先程もありましたけれども、そういう基準がどうなっているのか。これも過去何度の痛ましい教訓の中で、一定の方向性、指針等、ガイドライン等で示されております。しかし、それはあくまでも国、もしくは道の明示であって、問題は、責任は、最終的に江差町長、江差です。そうすると江差町長としてどうするのか。資料も出ておりますけれども、簡潔に説明を願いたいと思います。

それで、この点で最後であります、これも先程出ていましたが、特にどうしてもなかなか避難準備、避難勧告といっても大変な方々、もしくはそういう施設、そしてそういう人達の避難所の確保等も含めて、やはり江差町としてもしっかりとした対応が必要だと思っておりますが、まず今回の台風の状況に応じてどのような対処をしていたのか、お聞きし

たいと思います。

(議長)

はい、「町長」。

「町長」

小野寺議員の3問目、避難勧告等の発令基準に関してのご質問でございます。

発令基準につきましては、議会からの資料要求により提出させて頂きましたが、地域防災計画第5章、第4節、避難対策計画において、津波や大雨を含む災害を包括して避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を規定しております。

また土砂災害に関する発令基準は、平成26年の国のガイドラインを参酌しながら、土砂災害に特化しての避難勧告等の判断伝達マニュアルを同年12月に作成し、発令基準を規定したところでございます。

次に、今回の台風における避難場所の確保等について、でございますが、避難勧告等を発令する前の準備段階として、一部の町民はこれまでの道東や岩手県の災害情報を目の当たりしている状況から、不安に感じている方がいるという様な想定をし、集会施設等に自主的に避難した場合の対応として開場するなどの処置を管理人と連携を図ったと同時に、町内会へも注意喚起と情報提供をお願いしたところでございます。

また遠隔吹鳴装置による住民への注意喚起の放送伝達と強風であったことから、聞こえない地域を補完することも含めて、広報車4台による町内全域において注意喚起を促す広報周知を図ったところでございます。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい、議長。

それで概略分かりましたが、少し具体的にお聞きしたいと思います。

まず、最初のその基準、町長は私のお願いした資料を前提の答弁だったのでと思うのですが、資料の5頁、資料13で頂きました。それで、要はですね、こういうことが一般的にはなかなか分かりづらい、分かりづらい。これはもう、何度も今回の北海道もそうですし、東北の色々な事例から改めて、政府でもマスコミでも言われていることですね。これはこうやってやったらなんとなく整理されているような感じだけでも、普通例えば準備情報ってどこの段階、町の段階、それとも道、气象台、土砂災害経過情報というのは、これは北海道と气象台が確か一緒になって出すやつですね。それも含めて江差

町が今度もし、やるとすると準備情報。だから情報、情報といっても何なのかということ、そもそも情報を得た場合はどうしたらいいのだっていうことですよ。それから勧告も同じことです。

それでこういうことはうまずたゆまず、住民に知ってもら、事前にその時に情報たつて、もうもし外が大変な状況だったら何の情報なのか、どこの情報なのか、气象台の情報なのか、町の情報なのか。いずれにしても事前に分かりやすく、すぐ分かりやすいものが、納得できるかどうかはともかく、何回も町広報だとか色々な機会でそういうものを出さなきゃなんないと思うのですよ。知ってもらというとしなきゃなんないと思うのです。そういうことを私は早期にやるべきだろうと、こういう風にある程度まとまっている部分をいかに平時から分かってもらうかということですが、その点についてお聞きしたい。

それからもう1つ、ちょっと時間もないので福祉施設についてちょっとお聞きします。私のパネルの今度4つ目ですが(パネル提示)、これはごちゃごちゃして申し訳ありません。お手元の資料見れば分かると思いますが、新栄町の近辺、ひのき荘の近辺です。ここも色がごちゃついていますね。未指定のところがほとんど、ほとんどですよ。それで端的にお聞きしますが、ひのき荘は、今回は結果的には雨量が少なかったので、仮にもっと雨量が多くなって一定のどこか避難情報だとか出た場合、改めてお聞きしますがどこに逃げようとしているのか。今までのようなことやったら私はダメだということをお聞きしたい。

それからもう1つ(パネル提示)。あのまず5番目ですが、これ民間ですけど、かもめ荘。ここについては、民間ですけども、今民間だから民間に任せるといことにはならないですよ。例えば、ここはこれも既に指定されているところ、未指定のところ、未調査のところ、裏山なっておりますけれども、例えばここが一定の情報等があった場合は、どういう風に対応するということになっているのか。町はどのように抑えているのかお聞きしたい。

それから、最後です(パネル提示)。田沢、これは今回先程言った新規に指定された特別警戒区域に指定された田沢のあすなろ学園の裏山。これはあまりにも粗っぽい図面で正確にはきちっと測量した図面がこれもネットに入っておりますけれども、ですからこういう風に住宅に全部係っている訳ではありません。あくまでもこれは粗粗の色なので、ここに関して、これも民間ですけども町としてどのように、仮に避難準備情報だとか、避難勧告だとかいう場合、どのような体制としてなっているのか。これも行政としてきちっと押さえておく必要があると思うのですが、この点についてお聞きしたいと思います。

(議長)

「総務課長」。

「総務課長」

まず的確・明確・分かりやすい発令基準、これを作成するとともに、住民への周知もしなさいよという内容でございます。

まず土砂災害に関しましては、先程町長もおっしゃった通り、国のガイドラインを参酌しながら避難勧告等の判断伝達マニュアル、これを作成して発令基準を指定しているというところでございます。

それに加えましてですね、地域防災計画、見直しする際にはこの土砂災害の発令基準同様に伝達マニュアルも視野に入れながら、見直し作業を進めて参りたいなという風に思っております。

住民周知についてですけれども、私共もそうなのですが、住民の皆様への伝達方法が課題であるということ認識した上で、塚本議員のご質問にも答弁させていただきましたけれども、危機管理に対する意識付けでありますとか、発令基準を含めた啓蒙を継続的に図って参りたいなという風に考えているところでございます。

それと社会福祉施設に関しましてはですね、各々に国、これ厚生労働省令ではあるとは思いますが、設置及び運営に関する基準というものがございまして、これに基づきまして施設につきましては非常災害計画を作成するという事となっておりますことから、議員ご指摘の社会福祉施設においても、地震、津波、あるいは風水害の自然災害に対処するために、非常災害計画を作成すると共に、対応マニュアルの方につきましても、作成しているというところでございますので、避難を含む災害全般について対応を図っているという状況になっているところでございます。

(議長)

いいですか、小野寺さん。

はい。

「小野寺議員」

いやいや、もっと具体的に教えてくださいよ、具体的に。全然答弁なっていない。

(議長)

「ひのき荘荘長」。

「ひのき荘荘長」

大雨土砂災害時におけますひのき荘の避難等について、でございますけれども、まず基本的には施設にございますマニュアルに基づいて実施しております。

まず避難につきましては、大雨時のひのき荘の周辺の状況にもよって対応は変化するところですが、基本的には災害対策本部が立ち上がった段階で、施設内で避



難の準備をおこなうと。で、避難準備情報が発令された段階で、避難を開始することとさせていただきます。

避難先につきましては、こちら在宅型総合福祉施設まるやまの方を第1に考えておりまして、それでなければ文化会館ですとか、江差小学校体育館という様なことも考えてございますけども、民間施設の入所者、先程おっしゃられておりました、かもめ荘の入所者ですとか、一般町民、避難されています一般町民との兼ね合いもございますので、災害対策本部との調整・指示を仰ぎながらの対応としているところでございます。

なお、移送手段につきましては、現在施設で所有しております車両を主軸にししながら、状況によりましては好ましくないかもしれないのですけれども、職員の自家用車等を活用して臨機応変に対応して参りたいと考えてございます。

「小野寺議員」

あとどうなのですか、民間の部分は、押さえているところあれば。

(議長)

答弁漏れあるの。

「小野寺議員」

いやいや、じゃあわかった。はい。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

それでひのき荘に関していうと、前からみればだいぶ検討されたのだなと。是非、まだまだ細かいところあると思うので、ご尽力願いたいなど。

それで、民間の部分はどのように押さえているのでしょうか。押さえてない訳ないと思うのですけれども、教えてください。

それとちょっと、時間がちょっとで終わり。そもそもですよ、避難勧告だとか避難指示だとかっていう大事な部分があるのですが、どういう区域でそういう指示するのか、勧告するのか。その状況によって全然違うと思いますがね。最大の場合は、江差全域が町外から行ったら、これはほとんどないことでしょうけど。普通はどここのどこどこ、何何。その場合どういう基準でその避難の区域設定をするか。多分、警戒区域だとか、特別警戒区域だとか、それなのですよね、国言っているのは。そうすると江差町が何回も言いますが、まだ未調査・未指定、たくさんある時に、じゃあどうやってこの線引き、ここ勧告地域ですよ。これだって大事な問題ですよ。それ急がなきゃなんない。含めてち

よつと教えてください。

(議長)

「総務課長」。

「総務課長」

まず避難所について、でございますが、あすなろ学園さんとそれとかもめ荘さんにつきましては、防災計画に規定されている避難所の方に避難するという風になっております。

あとはその区域指定をするのかどうなのかということになりますけれども、あくまでも川、それから土砂災害に関して、各々見ていかなければならないのかなというところもありますし、またその区域がどこなのかということも特定しなければならないというところもあると思います。その状況に応じて早めの発令につきましては、していかなければならないなという風に思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

はい、「副町長」。

「副町長」

小野寺議員、私の方から今回の台風10号の関係で、前日に実は全課長を緊急招集して、準備体制から始まりました。正しく、反省する点としては、やはりああいう道東の2度3度訪れているところも目のあたりにしてございますので、いかにまあ、この避難準備、正しく避難勧告、避難指示、報道で再三報道されておりますけれども、やはり住民にこれらの意味を出来るだけ知って頂くというのは、もう小野寺議員と考え同じでございますので、これは町の広報等を通じながら、年に1回出せばいいという考えではもうもちろんございません。これらは複数回やっぱり掲載していかなきゃない。

それから、もう1つは、町内には、本当に急傾斜地、土石流だ、何だと色々箇所がございます。治山事業やっている箇所、やってない箇所、全てあります。そういった意味で今言えることは、先程鹹川であったり、小黒部であったり、田沢であったり、特に町管理河川にも幅が全部違います。高さも違いますので、現在、例えば土木担当の方でも、それなりの雨量があった場合には、その川のこの区域は特に要注意をしなきゃない区域だということの、実はポイント整理もしてございますけども、これは所管課だけではなくてこの対策本部になる役場全課で情報共有しなきゃないなとこういう話も実は前回の準備の会議でございました。私も理事者として改めてこの、いわば大雨は短時間で、あいにくうちは2時間で終わった訳ですけども、短時間の総量がかなりの時間で降りますので、この辺は肝に銘じてこれから防災対策については意を注いで参りたいとこの

ように思っています。以上です。

「小野寺議員」

はい、ありがとうございました。

(議長)

以上で、小野寺議員の一般質問を終わります。

(議長)

以上で、今定例会に通告がありました一般質問は、全て終了致しました。

これで一般質問を終結致します。